

四日市市告示第 428 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の市道の路線の供用を開始する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

平成29年 8月 8日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(供用開始)

(都市整備部道路管理課)

整理番号	路線名	路線番号	供用開始区間(地先)	幅員(m)	延長(m)
1	尾平28号線	012205	尾平町1585-3 尾平町1581-1	6.9	43.7